

幹事会議案第 2 号

「酒匂川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則」
の一部改正について

「酒匂川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則」の一部を次のように改正する。

第 1 条の「流域下水道の設置・改築等の建設改良費（国庫補助事業については地方負担額）については、建設に係る給与費・事務費を除き、県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ 2 分の 1 とする。ただし、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用は、関連市町の全額負担とする。」について、「流域下水道の設置・改築等の建設改良費（国庫補助事業については地方負担額）については、県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ 2 分の 1 とする。ただし、建設に係る給与費のうち一般会計の業務に係る費用、箱根小田原幹線の建設に係る給与費・事務費等については、県が全額負担する。また、酒匂川流域の建設に係る給与費・事務費は、建設に係る給与費・事務費の総額に対して、建設改良費のうち工事費等（建設改良費から建設に係る給与費・事務費及び固定資産購入費を除いた費用）の酒匂川流域に係る費用の割合を掛けて計算する。」と改める。

第 2 条の表中の「建設に係る給与費・事務費を除く建設改良費」を「建設改良費」と改める。

第 7 条の「この改正後の負担の原則は、令和 3 年度から適用する。」について、「この改正後の負担の原則は、令和 9 年度から適用する。ただし、建設に係る給与費・事務費の関連市町の負担割合は、令和 9 年度は 6 分の 1、令和 10 年度は 3 分の 1 とする。また、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入する費用の関連市町の負担割合は、令和 9 年度は 6 分の 5、令和 10 年度は 3 分の 2 とする。」と改める。

(参考)「酒匂川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則」新旧対照表

新	旧																
酒匂川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則 1 流域下水道の設置・改築等の建設改良費（国庫補助事業については地方負担額）については、県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ2分の1とする。 <u>ただし、建設に係る給与費のうち一般会計の業務に係る費用、箱根小田原幹線の建設に係る給与費・事務費等については、県が全額負担する。</u> <u>また、酒匂川流域の建設に係る給与費・事務費は、建設に係る給与費・事務費の総額に対して、建設改良費のうち工事費等（建設改良費から建設に係る給与費・事務費及び固定資産購入費を除いた費用）の酒匂川流域に係る費用の割合を掛けて計算する。</u> 2 関連市町間の負担割振りは、次表により定めるものとする。 <table border="1"> <tr> <th align="center">区分</th><th align="center">負担の割振り</th></tr> <tr> <td>建設改良費</td><td>全市町で計画汚水量に比例して負担する</td></tr> <tr> <td>箱根小田原幹線管渠費</td><td>箱根町で負担する</td></tr> <tr> <td>専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用</td><td>全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する</td></tr> </table> 3 【略】 4 【略】 5 【略】 6 【略】 7 <u>この改正後の負担の原則は、令和9年度から適用する。</u> <u>ただし、建設に係る給与費・事務費の関連市町の負担割合は、令和9年度は6分の1、令和10年度は3分の1とする。</u> <u>また、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入する費用の関連市町の負担割合は、令和9年度は6分の5、令和10年度は3分の2とする。</u>	区分	負担の割振り	建設改良費	全市町で計画汚水量に比例して負担する	箱根小田原幹線管渠費	箱根町で負担する	専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用	全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する	酒匂川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則 1 流域下水道の設置・改築等の建設改良費（国庫補助事業については地方負担額）については、<u>建設に係る給与費・事務費を除き、</u>県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ2分の1とする。 <u>ただし、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用は、関連市町の全額負担とする。</u> 2 関連市町間の負担割振りは、次表により定めるものとする。 <table border="1"> <tr> <th align="center">区分</th><th align="center">負担の割振り</th></tr> <tr> <td><u>建設に係る給与費・事務費を除く建設改良費</u></td><td>全市町で計画汚水量に比例して負担する</td></tr> <tr> <td>箱根小田原幹線管渠費</td><td>箱根町で負担する</td></tr> <tr> <td>専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用</td><td>全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する</td></tr> </table> 3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和12年度の計画汚水量とする。 4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。 5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。 6 この負担に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。 7 <u>この改正後の負担の原則は、令和3年度から適用する。</u>	区分	負担の割振り	<u>建設に係る給与費・事務費を除く建設改良費</u>	全市町で計画汚水量に比例して負担する	箱根小田原幹線管渠費	箱根町で負担する	専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用	全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する
区分	負担の割振り																
建設改良費	全市町で計画汚水量に比例して負担する																
箱根小田原幹線管渠費	箱根町で負担する																
専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用	全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する																
区分	負担の割振り																
<u>建設に係る給与費・事務費を除く建設改良費</u>	全市町で計画汚水量に比例して負担する																
箱根小田原幹線管渠費	箱根町で負担する																
専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用	全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する																

(参考) 酒匂川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則

(改正後の全文)

- 1 流域下水道の設置・改築等の建設改良費（国庫補助事業については地方負担額）については、県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ2分の1とする。ただし、建設に係る給与費のうち一般会計の業務に係る費用、箱根小田原幹線の建設に係る給与費・事務費等については、県が全額負担する。

また、酒匂川流域の建設に係る給与費・事務費は、建設に係る給与費・事務費の総額に対して、建設改良費のうち工事費等（建設改良費から建設に係る給与費・事務費及び固定資産購入費を除いた費用）の酒匂川流域に係る費用の割合を掛けて計算する。

- 2 関連市町間の負担割振りは、次表により定めるものとする。

区分	負担の割振り
建設改良費	全市町で計画汚水量に比例して負担する
箱根小田原幹線管渠費	箱根町で負担する
専ら維持管理業務に利用 する固定資産を購入する ための費用	全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する

- 3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和12年度の計画汚水量とする。

- 4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。

- 5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。

- 6 この負担に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

- 7 この改正後の負担の原則は、令和9年度から適用する。ただし、建設に係る給与費・事務費の関連市町の負担割合は、令和9年度は6分の1、令和10年度は3分の1とする。

また、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入する費用の関連市町の負担割合は、令和9年度は6分の5、令和10年度は3分の2とする。